

令和8年度（2026年度）熊本県プロフェッショナル人材戦略拠点運營業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 本業務の目的

本委託事業は、地域と企業の成長戦略の実現のために、プロフェッショナル人材の副業・兼業を含む多様な関与を通じて、地域の関係人口が全国的に拡大することを目的とする。そのために、県内企業等の「攻めの経営」や経営改善への意欲を喚起し、プロフェッショナル人材の副業・兼業を含めた多様な形態での活用による企業の経営革新の実現を促すプロフェッショナル人材戦略拠点（以下「拠点」という。）を設置し、運営する。

2 本業務の概要

(1) 委託方法

公募型プロポーザルにより受託者を選定し、予算の範囲内で委託する。

(2) 本業務の内容

別紙「令和8年度（2026年度）熊本県プロフェッショナル人材戦略拠点運營業務委託仕様書」のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日まで

(4) 委託金額の上限

44,424千円

※契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定するため、必ずしも提示される金額が契約額と一致しないので留意すること。

3 契約締結までの流れ

- 令和8年（2026年）2月24日（火）公募開始
- 2月27日（金）参加表明書提出期限
- 3月11日（水）企画提案書提出期限
- 3月18日（水）審査会（プレゼンテーション）
- 3月下旬 受託者決定
- 4月1日（水）以降 委託契約締結、業務開始

※本業務の契約締結日は例年4月1日としているが、国の予算成立が遅延した場合には、本業務委託契約の締結および事業開始時期が遅れる可能性がある。

※上記の状況により、契約期間を区切り、複数回に分けて契約を締結する場合がある。

4 担当部局

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18-1

熊本県商工労働部産業支援課半導体産学官連携プロジェクト班

電話：096-333-2637（直通）

E-mail：sangyoshien@pref.kumamoto.lg.jp

5 受託者の要件

次に掲げる要件を満たす事業所、または複数の事業所による連合体（コンソーシアム）とする。

- (1) 熊本県内に本店・支店または営業所等を有するなど、産業支援課と常に連携がとれる体制にある事業所であること。
- (2) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤及び人員体制を有していること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 消費税及び地方消費税並びに県税に未納がないこと。
- (5) 参加表明書の受付を開始する日以降、随意契約締結日までの間に熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止期間中でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を目的としないこと。
- (7) 会社更正法、民事再生法に基づく更生または再生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

また、手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。

- (8) 熊本県暴力団排除条例に定める暴力団または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (9) 複数の構成員からなるコンソーシアムで参加する場合、その構成員は、他のコンソーシアムの構成員としての参加や構成員単独での参加といった重複参加をしないこと。

6 受託者の選定

- (1) 委託事業者の選定にあたっては、企画提案書を公募し、提出された企画提案書の内容について、県の審査会でプレゼンテーションによる審査を行い、採用案を決定する。
- (2) 県は、採用案を提案した者との間で最終的な契約条件を協議し、双方合意のうえで契約を行う。なお、採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。
- (3) 契約条件が合意に至らない場合は、次点者と契約締結について協議を行うことがある。
- (4) この選考により決定する委託事業者との契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第95条第1項第1号の規定による単独随意契約とする。
- (5) 契約の相手方は、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、県が指定する日時までに契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付する必要がある。ただし、同規則第78条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

7 応募手続き

(1) 参加表明書等の提出

プロポーザル参加希望者は、参加表明書その他の必要書類（以下、「参加表明書等」と総称する。）を提出すること。

①提出書類

ア 参加表明書（別紙様式1）

イ 添付書類

（ア）組織体制に関する書類

（イ）直近1事業年度の貸借対照表及び損益計算書

（ウ）定款の写し

（エ）事業所の履歴事項全部証明書

（オ）納税証明書（消費税及び地方消費税並びに県税に未納がないことの証明）

（カ）熊本県暴力団排除条例に関する誓約書（別紙様式2）

（キ）コンソーシアムの場合は、構成員ごとに上記の書類の他、本業務に係るコンソーシアム協定書の写し

※令和8年（2026年）3月31日までの熊本県競争入札参加資格（業務委託）を有する参加希望者については、上記（イ）～（カ）の提出は不要とするが、資格審査結果通知書の写しを提出すること。

②問い合わせ先及び提出先

「4 担当部局」に同じ

③提出部数

1部

④提出期限

令和8年（2026年）2月27日（金）正午（必着）

※提出方法は、持参または郵送とし、期限まで必着すること。

⑤参加資格の決定及び通知

参加資格の確認については、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果（参加資格がないと認めた場合は、その理由も含む。）については、メールにより通知する。

なお、参加資格を認めたものであっても、当該確認後に参加資格を満たさないことが明らかになったときは、当該参加資格を取り消すものとする。

(2) 本業務に対する質問及び回答

①質問方法

質問は、質問書（別紙様式3）により電子メールで送信すること。

②質問受付

公募開始日から令和8年（2026年）3月9日（月）正午までとする。

(3) 企画提案書等の提出

プロポーザル参加希望者は、企画提案書その他の必要書類（以下、「企画提案書等」と総称する。）を提出すること。

①提出書類

ア 企画提案書（別紙様式4）

イ 参考見積書・経費内訳書<様式任意>

ウ 事業者の取組に関する申出書（別紙様式6）※該当がある場合のみ提出

エ 別紙様式6に記載する添付書類 ※該当がある場合の提出

※提出する書類の規格はA4版片面とし、企画提案書は、PRしたいポイントや記載内容の理由・背景はなど提案趣旨を明確に示したうえで、20ページ以内（別紙様式4は除く）にまとめること。

※参考見積書・経費内訳書には、必ず次の事項を盛り込むこと。

- ・人件費（給与及び社会保険料等）
- ・熊本県プロフェッショナル人材戦略拠点の設置、管理運営に要する経費

【経費例】

備品の賃借料または購入費、電話料金・インターネット回線料（回線工事経費等も含む）、コピー料金、郵送料、封筒・名刺等の作成費、その他消耗品購入費

- ・本業務実施にあたって必要な経費（旅費、資料作成費等）
- ・広報に要する経費
- ・その他必要な経費（一般管理費、損害保険料等）
- ・消費税及び地方消費税相当額

※受託者が別途措置する費用等の詳細については、別紙「令和8年度（2026年度）熊本県プロフェッショナル人材戦略拠点運営業務委託仕様書」のとおり。

②提出先

「4 担当部局」に同じ

③提出部数

正本1部とその写し5部（計6部）

※企画提案書等は、ホチキスまたはクリップ留めすること（ファイリング不可）。

なお、参考見積書・経費内訳書は企画提案書の最終ページに添付すること。

④提出期限

令和8年（2026年）3月11日（水）正午（必着）

※提出方法は持参または郵送とし、期限までに必着すること。

⑤企画提案内容

ア 全体スケジュール

イ 実施体制

ウ 実施内容

エ 類似業務の実績

8 審査の実施

（1）プレゼンテーションの実施

①開催日程等

ア 日時

令和8年（2026年）3月18日（水）午前

※時間については、各提案者に別途連絡する。

イ 場所

熊本県庁防災センター 302会議室

ウ プレゼンテーションの持ち時間

提案を行う者1者につき40分（最初の20分で提案者による提案準備・説明、その後残り20分で審査員による質疑）を予定。

エ プレゼンテーションの手法等

- ・司会の指示に従い、企画提案書の内容に沿って説明等を行うこと。オンライン等によりリモートで説明することは認めない。
- ・企画提案書は、審査員に事前に配布することとし、企画提案書の提出期限後の追加資料等の提出は認めない。ただし、企画提案内容をより分かりやすく説明するため、プレゼンテーションの際にパソコン及びディスプレイを活用することは認める。この場合、3月13日（金）正午までにパソコン及びディスプレイの活用について県担当部署に電子メールで申し出ること。なお、ディスプレイ及びHDMIケーブルについては、県担当部署で準備するが、それ以外に必要なもの（パソコン等）については、参加者で用意すること。

②審査方法

ア 企画提案書等及びプレゼンテーションの内容に基づき、次の審査項目について、複数人の審査員による審査を行い、結果、内容が最も優れた提案を行った者を受託候補者として選定する。

分類	評価項目	評価基準	配点
審査項目	提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容は本業務の趣旨に沿ったものであるか。 ・提案内容は企業に対して「攻めの経営」や経営改善への意欲を喚起し、プロフェッショナル人材ニーズ（雇用／副業・兼業）の掘り起こしを期待できるものであるか。 ・全体スケジュールは適切か。 	25点
	業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制は業務を円滑に実施するにあたり十分な体制か。 ・実施体制はKPIの達成が見込めるか。 ・過去に類似業務を受託した実績があるか。 	15点
	経済性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容に対して事業費（参考見積書・経費内訳書）は妥当か。 	5点
加点項目 （事業者の取組）	働く環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県ブライツ企業の認定を受けているか。 	1点
	多様な人材の活躍	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）、または協力雇用主登録制度の登録があるか。 	1点
	環境配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言RE Actionのいずれかの認証等、または森林吸収量認証書の交付実績（今年度又は前年度）があるか。 	1点
	事業者による地域経済の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県渋滞対策パートナー登録制度の登録があるか。 	1点
	その他の持続可能な社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本県SDGs登録制度に登録、またはパートナーシップ構築宣言をポータルサイトに登録しているか。 	1点
合 計			50点

イ 審査結果の通知

プレゼンテーションに参加した者には、書面にて審査結果を通知する。

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出書類等に関する事項

- ① 提出期限までに参加表明書等または企画提案書等を提出しなかった場合は、参加者として認められないものとする。
- ② 参加表明書等及び企画提案書等の作成並びに提出に係る費用は、参加者の負担とする。
- ③ 提出された参加表明証等及び企画提案書等は、添付書類も含め参加者に返却し

ないものとする。

- ④提出された参加表明書等及び企画提案書等は、参加者に無断で使用しないものとする。
 - ⑤参加表明書等及び企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合、県は当該参加表明書等及び企画提案書等を無効とし、参加資格の取り消し、落札決定の取り消し、契約締結の保留または契約の解除等の措置を取ることができるものとする。
 - ⑥参加表明手続きを行った後、都合によりプレゼンテーション等の参加を辞退することになった場合は、参加辞退届（別紙様式5）を提出すること。
- (3) 県は、受託候補者の決定後、契約締結までの間に、受託候補者が「5 受託者の要件」に規定する参加資格を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとすることができる。
- (4) 提案者が1者の場合であっても審査会を行い、基準点（27点）以上であれば、その1者を受託候補者とする。
- (5) 本業務に係る熊本県の令和8年度当初予算が成立しなかった場合や内閣府における新しい地方経済・生活環境創生交付金の交付決定が行われなかった場合、本業務を中止することがある。
- なお、中止になった場合、提案書の作成・提出及び本業務の準備に要した費用については、一切補償しないものとする。
- (6) 本業務の契約締結日は例年4月1日としているが、国の予算成立が遅延した場合には、本業務委託契約の締結および事業開始時期が遅れる可能性がある。また、状況により、契約期間を区切り、複数回に分けて契約を締結する場合がある。